



～相続税の非課税財産～

税理士・行政書士・ファイナンシャルプランナー
村尾 法生



相続税は、原則として金銭的な価値がある相続財産すべてに対して課税されますが、例外的に、相続税がかからない相続財産（非課税財産）が定められています。相続税の非課税財産について説明いたします。

1. 墓地や墓石、仏壇、仏具、神を祭る道具など日常礼拝をしている物

墓地 ・墓石 ・仏壇 ・仏具 ・仏像 ・神棚 ・庭内神し

上記の日常礼拝をしているようなものについては相続税がかかりません。

ただし、美術品や骨董的な価値があるもの、商品として所有しているものは非課税財産にはなりません。たとえば、「金の仏像」などのように仏像自体に価値があり売却して換金できるものは、相続税の課税対象となります。

※「庭内神し」とは、一般に屋敷内にある神の社や祠等といったご神体を祀り日常礼拝の用に供しているものをいい、ご神体とは不動尊、地蔵尊、道祖神、庚申塔、稻荷等で、特定の者又は地域住民等の信仰の対象とされているものをいいます。また、その敷地についても、社会通念上一体の物として密接不可分な範囲のものは、非課税財産として取り扱われることになります。

2. 相続人が国や地方公共団体等に寄付をした相続財産

相続人が相続で取得した相続財産を寄付した場合、その寄付をした相続財産は非課税財産となります。ただし、単に寄付をすればよいというわけではありません。

相続税の申告期限までに、国、市区町村等の地方公共団体、公益を目的とする事業を行う法定の法人に、寄付をした場合が対象となります。なお、公益を目的とする事業を行う法定の法人とは、具体的には、ユニセフや日本赤十字社などが該当します。

3. 相続人を受け取る生命保険金（非課税限度額まで）

非課税限度額 「500万円 × 法定相続人の人数」

4. 相続人が受け取る死亡退職金（非課税限度額まで）

相続発生前の段階であれば、相続税の非課税財産をうまく活用すれば相続税の節税することが可能です。生命保険に加入していない場合には、単純に加入するだけで、相続が発生した際に非課税限度額分だけ相続税がかからない非課税財産として相続させることができます。

また、墓地の生前購入についても比較的行いやすい節税対策と言えます。相続発生後に、相続した預貯金で墓地を購入したとしても、その購入のための資金は非課税財産にはなりません。

村尾法生税理士事務所（村尾法生行政書士事務所・合同会社村尾FP事務所）

〒604-8175 京都市中京区室町御池下ル円福寺町342-1 VOICE21ビル401号

TEL：075-708-5591 FAX：075-708-5592 E-mail：murao-kimio@tkcnf.or.jp